

平成20年度第2回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 平成21年1月20日
- 2 開催日時 平成21年2月13日 14:00～
- 3 開催場所 北九州市小倉北区馬借一丁目2番1号
ホテルクラウンパレス小倉「ダイヤモンドホール」
- 4 出席者氏名
 - (1) 運営協議会委員
 - ア 被保険者代表委員 (7名)
武内幸子、仲摩重利、伊崎久、大石紀代子、小田典子、濱田勝年、村上京子
 - イ 医療機関代表委員 (7名)
下河邊智久、岩田定幸、西昇平、山地直樹、佐伯和道、藤田賢一郎、
竹原令宜
 - ウ 公益代表委員 (4名)
石原逸子、水田和江、添田重幸、貞包一法
 - エ 被用者保険代表委員 (1名)
大村範明 以上19名
 - (2) 事務局職員
 - 保健医療部長 松本久寿
 - 保険年金課長 熊本哲生
 - 健康推進課長 濱武志 他保険年金課、健康推進課職員
- 5 一般傍聴者 (1名)

審議内容（要旨）

開会に先立ち、事務局から平成20年10月1日からの新任委員1名の紹介を行った。

副会長 今日では議題が2件と報告が2件である。審議をよろしくをお願いしたい。

.....

副会長 では、議題1「平成21年度国民健康保険事業の運営」について、事務局から説明を求める。

事務局 （《議題》資料1～3ページに沿って説明）

副会長 ただいまの事務局の説明に対して、何か質問・意見等ないか。

委員 予算総額の中で前期高齢者に係る財政調整がどのくらいあるのか教えてほしい。

事務局 ご存知のとおり、国民健康保険は前期高齢者に係る納付金は少なく、21年度予算では納付金額（歳出額）3,889万7千円を計上している。一方、交付金額（歳入額）は293億円を見込んでいる。

副会長 他にないか。

では、議題1については承認としてよろしいか。

委員 （異議なし）

.....

副会長 では、議題2「北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）」について、事務局から説明を求める。

事務局 （《議題》資料4～5ページに沿って説明）

副会長 ただいまの事務局の説明に対して、何か質問・意見等ないか。

委員 「小規模住居型児童養育事業」とは何か。

事務局 里親制度と児童福祉施設（児童養護施設、乳児院等）の中間的な意味合いをもつ事業である。つまり、家庭的な環境で養護を必要とする児童を養育する形態を

事業化するということである。

5～6人程度の子どもを養育者の住居で受入れ、児童同士のかかわりを活かしつつ、児童の自主性、自立を支援しながら養育する、という事業を厚生労働省は考えている。

運営主体については個人でもよいが、里親の経験があるとか児童養護施設の勤務経験があるとか一定の条件が必要になる。NPO法人や社会福祉法人での運営も可能である。

委員 こういった事業をやっているところは市内にすでにあるのか。
事務局 現在のところ、所管課でも把握していないそうである。ちなみにこの事業は平成21年4月1日施行である。

委員 こういう事業のニーズはあるのか。
事務局 私たちの知りうる範囲では、里親制度や施設入所では足りず、養護できていない子どもが多数いるということのようである。

委員 民法上の扶養義務者（第三親等内の親族まで）となると、探せばいくらでもいるような状況の中で、「民法上の扶養義務者のない者」という表現にすると、ほとんど対象になる人がいないのではないかと、という気がする。

戸籍上の問題、行方不明の親やどうしても養育できない子どもがいる場合など、親がまったくいない子というのは今ほとんどいない状況なので、もう少し条例についても、柔軟に対応し対象者の拡大を図ってほしい。

事務局 今回の改正は、国民健康保険の被保険者にせず、全額公費負担の医療を受けられるということを目的としているものなので、これについては厳格に対応していかないといけない。保険料を減免するなどというのではなく、保険制度の枠に入れないというものであり、行政上厳格にせざるを得ない。

児童福祉法上の「小規模住居型児童養育事業」で受入れることのできる児童には、「保護者のない者」「監護に欠ける者」という要件があり、この事業自体が、扶養義務者のない者（児童）のみに限定されているわけではないことをご理解いただきたい。

副会長 他にないか。
では、議題2については承認としてよろしいか。
委員 （異議なし）

.....

副会長 他に何かないか。

委員 現在、厚生労働省では、高騰する医療費の抑制策の一環として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進に向けた取組がなされている。

北九州市国民健康保険として、21年度に向けたジェネリック医薬品の普及など、対策があれば教えてほしい。

事務局 この件については、厚生労働省からもPRに努めてほしいと通知がきている。本市でも、保険証と一緒に全世帯に配布している『国保のてびき』に「ジェネリック医薬品をお使いになりませんか」という内容の記事を掲載してPRしていくことにしている。

委員 医療費通知を使って、「新薬とジェネリック医薬品ではこれくらい負担額が変わります」というような周知を行う予定はないのか。

事務局 現在の医療費通知発行システムの改修を行うとなると、新たな費用負担が発生することになるし、現段階では国等からこの改修経費について補助金が出るという情報もないので、この件については、今のところ考えていない。

委員 薬局で、薬剤師が、「ジェネリック医薬品を使いますか？」という問いかけを行うなど、普及促進も進んできているように思う。

委員 ジェネリック医薬品は、現在、市民の方も注目しているので、老人会や自治会などを介した健康講座などで、情報提供を行っているところである。

ジェネリック医薬品を使用すれば一様に薬代が安くなると思われがちだが、実際に計算してみると、意外とそうでもない場合もある。患者一人ひとりの健康を第一に考え、長い目で見て、適切な医薬品がどれなのかを考える必要がある。

そういうこともあって、まだ普及途上にあり、今後も、患者の理解と協力、医療関係者の努力のうえに頑張っていこうと考えている。

経済的な側面がバックボーンにあることは当然理解しているが、やはり、患者の健康を第一に考えていかないといけない。お薬手帳を配布して重複調剤を避けることなどで努力をしてはいるが、これらも浸透するには時間がかかる。

ある薬品会社のテレビCMで、「ジェネリック医薬品を使うと半額になる」というようなイメージの広告があり非常に困惑した。経済的側面があることは事実であるが、それ一辺倒ではいけないということも理解してほしい。

委員 どのくらいの割合でジェネリック医薬品は使われているのか。

委員 数量ベースで、16～17%くらい。金額ベースになるともっと少ない。
ジェネリック医薬品と簡単にいうが、実際は、Aという先発メーカーがあると、その後B、C、D、E...と何種類にも渡る薬もある。
ご存知のとおり、医薬品はメーカーの数も多く、現在普及しているもので1万種前後あると認識している。これら多数の医薬品の中から選択していくのは、やはり患者個人個人の服薬指導その他を考えると、もちろん医師も大変苦慮するところではあるし、浸透するまで時間がかかる。そのことを理解してほしい。

.....

副会長 本日の議題は以上だが、報告が2件あるということなので、事務局に報告をお願いする。

事務局 (《報告》資料に沿って説明。)

副会長 ただいまの報告について、何か意見等ないか？
なければ、本日はこれで閉会する。

平成20年度 第2回
北九州市国民健康保険運営協議会

《議題》

- 1 平成21年度国民健康保険事業の運営について
- 2 北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）について
- 3 その他

日 時 平成21年2月13日（金） 14時00分～

場 所 ホテルクラウンパレス小倉 3階 ダイヤモンドホール

平成21年度国民健康保険事業の運営について

1 一人当たり保険料

区 分	平成21年度(案)	平成20年度	増 減
医療分(+支援分)	66,038円	66,063円	25円(0.0%)減
介護分	17,593円	17,669円	76円(0.4%)減

2 保険料賦課割合

区 分	平成21年度
平等割 (世帯割)	23%
均等割 (人数割)	30%
所得割	47%

変更なし

3 保険料率(年額)

区 分	平成21年度(案)	平成20年度	増 減	
医療分(+支援分)	平等割	32,190円	30,420円	1,770円(5.8%)増
	均等割	24,090円	24,250円	160円(0.7%)減
	計	56,280円	54,670円	1,610円(2.9%)増
	所得割	5月下旬算定	9.3/100	
介護分	平等割	6,090円	6,040円	50円(0.8%)増
	均等割	6,360円	6,310円	50円(0.8%)増
	計	12,450円	12,350円	100円(0.8%)増
	所得割	5月下旬算定	2.1/100	

4 保険料限度額

区 分	平成21年度(案)	平成20年度	増 減
医療分	47万円	47万円	増減なし
支援分	12万円	12万円	増減なし
介護分	10万円	9万円	1万円増

予 算 関 連 資 料

(1) 予算総額及び一般会計繰入金

(単位 : 百万円)

区 分	平成 2 1 年度 見込 (A)	平成 2 0 年度 予算 (B)	増 減 (A) - (B)	伸 び 率
予算 (歳入・歳出) 総額	117,503	118,782	1,279	1.1 %
一般会計繰入金	12,022	12,706	684	5.4 %

(2) 主な歳出額

(単位 : 百万円)

区 分	平成 2 1 年度 見込 (A)	平成 2 0 年度 予算 (B)	増 減 (A) - (B)	伸 び 率
保険給付費	82,979	83,148	169	0.2 %
一般分	77,512	76,060	1,452	1.9 %
退職者分	4,538	6,225	1,687	27.1 %
その他	929	863	66	7.6 %
老人保健拠出金	1,205	3,717	2,512	67.6 %
後期高齢者支援金	11,602	10,476	1,126	10.7 %
介護納付金	4,000	4,050	50	1.2 %

(3) 被保険者数

区 分	平成 2 1 年度 見込 (A)	平成 2 0 年度 予算 (B)	増 減 (A) - (B)	伸 び 率
一 般	(79,900 人)	(86,200 人)	(6,300 人)	(7.3)
	255,000 人	256,400 人	1,400 人	0.5 %
退 職 者	(11,500 人)	(10,100 人)	(1,400 人)	(13.9)
	12,700 人	16,900 人	4,200 人	24.9 %
計	(91,400 人)	(96,300 人)	(4,900 人)	(5.1)
	267,700 人	273,300 人	5,600 人	2.0 %

() は、介護第 2 号被保険者数 (再掲)

(4) 加入世帯数

区 分	平成 2 1 年度 見込 (A)	平成 2 0 年度 予算 (B)	増 減 (A) - (B)	伸 び 率
世 帯 数	159,500 世帯	163,300 世帯	3,800 世帯	2.3 %

平均保険料（当初予算）の推移

年 度	区 分	一人当たり			一世帯当たり		
		保険料	対前年度比		保険料	対前年度比	
			増減額	増減率		増減額	増減率
18年度	医療分	64,705 円	2,785 円	4.5 %	109,376 円	3,933 円	3.7 %
	介護分	20,110 円	382 円	1.9 %	25,972 円	999 円	3.7 %
	計	84,815 円	2,403 円	2.9 %	135,348 円	2,934 円	2.2 %
19年度	医療分	64,705 円	0 円	0.0 %	108,810 円	566 円	0.5 %
	介護分	19,170 円	940 円	4.7 %	24,747 円	1,225 円	4.7 %
	計	83,875 円	940 円	1.1 %	133,557 円	1,791 円	1.3 %
20年度	医療・支援分	66,063 円	1,358 円	2.1 %	107,862 円	948 円	0.9 %
	介護分	17,669 円	1,501 円	7.8 %	22,070 円	2,677 円	10.8 %
	計	83,732 円	143 円	0.2 %	129,932 円	3,625 円	2.7 %
21年度	医療・支援分	66,038 円	25 円	0.0 %	111,447 円	3,585 円	3.3 %
	介護分	17,593 円	76 円	0.4 %	21,997 円	73 円	0.3 %
	計	83,631 円	101 円	0.1 %	133,444 円	3,512 円	2.7 %

保険料率の推移

年 度	区 分	平等割(世帯当たり)			均等割(被保険者当たり)			所得割
		保険料	対前年度比		保険料	対前年度比		
			増減額	増減率		増減額	増減率	
18年度	医療分	31,150 円	7,160 円	29.8 %	24,040 円	11,090 円	31.6 %	10.5 / 100
	介護分	7,120 円	1,550 円	27.8 %	7,200 円	3,530 円	32.9 %	2.9 / 100
	計	38,270 円	8,710 円	29.5 %	31,240 円	14,620 円	31.9 %	
19年度	医療分	31,090 円	60 円	0.2 %	24,110 円	70 円	0.3 %	10.4 / 100
	介護分	6,820 円	300 円	4.2 %	6,890 円	310 円	4.3 %	2.4 / 100
	計	37,910 円	360 円	0.9 %	31,000 円	240 円	0.8 %	
20年度	医療・支援分	30,420 円	670 円	2.2 %	24,250 円	140 円	0.6 %	9.3 / 100
	介護分	6,040 円	780 円	11.4 %	6,310 円	580 円	8.4 %	2.1 / 100
	計	36,460 円	1,450 円	3.8 %	30,560 円	440 円	1.4 %	
21年度	医療・支援分	32,190 円	1,770 円	5.8 %	24,090 円	160 円	0.7 %	未定
	介護分	6,090 円	50 円	0.8 %	6,360 円	50 円	0.8 %	未定
	計	38,280 円	1,820 円	5.0 %	30,450 円	110 円	0.4 %	

* 平成20年度から医療制度改革による新制度開始

北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）について

【改正の理由】

国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）及び児童福祉法の改正に基づき、北九州市国民健康保険条例（以下「条例」という。）の関係規定を次のとおり改めるもの。

【改正の内容】

1 被保険者とししない者の追加（条例第4条の改正）

条例では、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、扶養義務者のないものについては全額公費負担で医療を受けられるため被保険者とししない者と定めている。

平成20年12月に児童福祉法が改正され、小規模住居型児童養育事業が新たに創設され、児童福祉施設及び里親と同様の扱いとなった。

法の改正及び国からの通知に基づき、本市でも小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童についても被保険者とししない者に追加するもの。

[被保険者とししない者（条例一部抜粋）]

現 行	改正案
<p>次に掲げる者は、被保険者とししない。</p> <p>児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないもの</p>	<p>次に掲げる者は、被保険者とししない。</p> <p>児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は<u>小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童</u>であって、民法の規定による扶養義務者のないもの</p>

施行期日

平成21年4月1日

2 介護納付金賦課限度額の変更（条例第14条の14の改正）

平成21年2月に施行令が改正され、平成21年4月から国民健康保険料の介護納付金賦課限度額の上限が現行の9万円から10万円に引き上げられた。これは、国が上限を決めたものでその限度額以内なら各保険者で決定できるものである。

今回、政令市の大部分も引き上げを実施することもあり、中間所得者層への配慮など被保険者間の負担の公平を図る観点から、平成21年度賦課から介護納付金賦課限度額を10万円に改めるもの。

[介護納付金賦課限度額]

現 行	改正案
9万円	10万円

[参考1 基礎賦課限度額（医療分）]

現 行	改正案
47万円	変更なし

[参考2 後期高齢者支援金等賦課限度額]

現 行	改正案
12万円	変更なし

施行期日

平成21年4月1日

平成20年度 第2回
北九州市国民健康保険運営協議会

《報告》

- 1 子どもがいる資格証明書交付世帯への対応について
- 2 福岡県後期高齢者医療広域連合について

平成21年2月13日

保健福祉局保険年金課

子どもがいる資格証明書交付世帯への対応について

1 概要

(1) これまでの本市の対応

本市では、子どもがいる資格証明書交付世帯に接触を図り保険証の交付につなげるため、次のとおり対応した。

【被保険者証の交付】

実施時期	平成 20 年 12 月
交付対象	15 歳以下の子どもがいる資格証明書交付世帯
交付範囲	世帯全員
交付方法	申 請（案内文を送付）
証の種類	短期証（有効期限：平成 21 年 3 月 31 日）

(2) 国民健康保険法の改正

その後、国民健康保険法が次のとおり改正された。

市町村は、世帯主に資格証明書を交付する場合、その世帯に属する 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者を資格証明書の交付対象から除外し、その者に係る有効期間が 6 ヶ月の短期保険証を交付すること。

市町村は、保険料の滞納を防止し、収納の確保を図るため、必要な措置を講ずること。

2 今後の取扱い

本市では、法の改正内容に沿って、平成 21 年 4 月の被保険者証の一斉更新から、次のとおり取り扱うこととする。

【被保険者証の交付】

実施時期	平成 21 年 4 月
交付対象	中学生以下の子どもがいる資格証明書交付世帯
交付範囲	該当者のみ (15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者)
交付方法	職 権
証の種類	短期証（有効期間：6 月間）

他の世帯員については、資格証明書を交付する。

【参考】改正国民健康保険法（抜粋）

第9条 第1項～第5項 略

6 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあっては、有効期間を6月とする被保険者証。以下この項において同じ。）その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）を交付する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日において、この法律による改正前の国民健康保険法第9条第6項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）があるときは、市町村又は特別区は、この法律の施行後速やかに、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付するものとする。

3 略

4 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度等の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止し、及び特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

福岡県後期高齢者医療広域連合について

平成21年度以降の保険料軽減措置

1 理由

平成20年6月12日及び9月9日の政府・与党決定等に基づき、平成21年度以降の保険料軽減の拡大について、国の予算措置がとられる予定であることから（参考：平成20年12月4日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）国の方針に従い条例の改正及び予算措置を行うもの。

なお、保険料軽減の拡大分については、すべて国費により補てんされる見込み。

2 内容

(1) 低所得者に係る保険料の軽減

所得割額の軽減（恒久的措置として継続）

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の者について、所得割額を5割軽減〔平成20年度と同じ〕

【所得割額の算定方法】

$$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除 } 33 \text{ 万円}) \times 9.24\% \times 50\%$$

【対象者数】(平成20年6月本算定時)

約4万2千人（保険料算定被保険者：約52万3千人）

被保険者均等割額の軽減（恒久的措置）

20年度 (経過措置)	均等割額の7割軽減を8.5割軽減に拡大 (年額7,500円)
21年度以降 (恒久的措置)	均等割額の7割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合に、9割軽減：年額5,090円 (参考)7割軽減世帯……世帯主及び同一世帯の被保険者の総所得金額等の合計額が33万円以下

【対象者数】(平成20年11月末現在)

9割軽減の基準は高額療養費等に係る低所得者の基準とほぼ同じであり、低所得者 該当者は約10万5千人〔全被保険者数:約52万1千人〕

(2) 被用者保険の被扶養者であった者に係る均等割額軽減の継続(経過措置)

20年度	・平成20年4月～9月 ・平成20年10月～平成21年3月 均等割額を9割軽減：2,540円(所得割額なし)	保険料徴収凍結
21年度 (継続)	均等割額を9割軽減：年額5,090円(所得割額なし)	

【対象者数】(平成20年11月末現在)

約6万4千人(全被保険者数：約52万1千人)

予算

1 平成20年度一般会計補正予算

補正額 歳入、歳出それぞれ1,355,538千円

内訳 主に21年度の被用者保険被扶養者に対する保険料軽減措置の
国庫負担金

2 平成20年度特別会計補正予算

補正額 歳入、歳出それぞれ122,780千円

内訳 主に広域連合、市町村に対する国庫補助を一旦広域連合に受け
入れるもの。

3 平成21年度一般会計予算

歳入 449,769千円

内訳 主に市町村負担金

歳出 449,769千円

内訳 主に事務局職員費、その他財務広報関係費、基金積立金等

4 平成21年度特別会計予算

歳入 561,499,701千円

内訳 主に支払基金交付金、国庫負担金、市町村負担金、県負担金等

歳出 561,499,701千円

内訳 主に療養給付費、その他高額療養費、一般管理費等